

予算審査特別委員会報告

予算審査特別委員会に付託されました議案につきまして、本特別委員会での審査の経過及び結果を御報告いたします。

はじめに、本特別委員会の経過を御報告いたします。

本特別委員会は、令和2年度当初予算に関する審査を目的として本年2月21日に設置され、3月10日に議案第1号から議案第20号まで、本特別委員会に付託されました。

その後、総括質疑、5分科会での詳細審査を経て、3月23日に各分科会長報告、討論・採決を行い、本特別委員会での審査を終了したところであります。

各分科会報告では、御手元に配付のとおり各分科会の審査の過程で出された13項目にわたる要望等が報告されたところです。

それでは、各分科会報告の中から、次の5点を本特別委員会の要望等として申し上げます。

まず、令和2年度鳥取市一般会計についてであります。

1点目は、中山間地域・地域遊休施設活用支援事業費についてであります。

本事業は、遊休施設を改修し、地域活性化拠点として活用する取り組みに対して支援する制度で、中山間地域を多く抱える本市にとっては効果的な事業であると考えます。

しかしながら、利用件数が少なく、事業の活用が十分に図られているとは言えません。

そこで、地域住民への事業の周知に努めていただき、積極的な活用が図られるよう要望します。

2点目は、新規就農推進事業費についてであります。

とっとりふるさと就農舎は、本市における農業の担い手の育成や確保を図ることを目的に設置されています。しかしながら、就農を希望する研修生の実績がない状況が続いています。令和2年度より、運営形態を委託から本市の直営に変えられるとのことであります。これを契機と捉え、魅力のある研修の構築や、積極的なPRを行うなど、新規就農者の確保に向けてこれまで以上に取り組みを強化されるよう求めます。

また、農業従事者の高齢化や担い手不足の中、新たな農業の担い手の確保につながる取り組みとして、スマート農業が有効であると考えます。スマート農業にはある程度の初期投資が必要であるため、新規就農者が参入しやすくなるよう補助の充実を図られるよう要望します。

3点目は、空家対策事業についてであります。

危険空家対策として、令和2年度は解体補助事業の見直しを行い、補助率を3分の1から2分の1へ、また上限額を30万円から60万円へ増額することとあります。さらに、空家相続人調査において、複雑で時間を要する案件の調査を専門知識の豊富な司法書士へ委託する予算も計上されています。これらは危険空家対策を一步進める取り組みであり、効果に期待するところとあります。

このように本市は危険空家対策を積極的に進め、令和2年度の新たな取り組みも評価いたしますが、調査においてそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家と判定されたものは147件にも及ぶと説明がありました。本来、建築物は個人の財産であり、所有者には管理する義務がありますが、もはや危険空家の問題は、特定の地域だけでなく、本市全域にわたって存在する問題であると考えます。

本市の将来を見据え、有利な財源を模索するなどしてさらなる事業の充実を図るとともに、空き家所有者の理解と協力のもと、早い段階での解消を目指し、安心・安全なまちづくりに取り組まれますよう要望します。

4点目は、旧本庁舎・第二庁舎跡地活用検討事業費についてであります。

本事業は、旧本庁舎・第二庁舎跡地の活用について、新年度より新たな有識者会議を組織して議論を進めるとともに、市民の意見を広く伺うアンケート等の事業を実施する予算であります。

新たな有識者会議の人選については、各分野の専門的知見を有する方を選び、広い視野と高い観点を持って意見をいただくことができる県外の人材の参画も検討いただいた上で議論を進められる体制を整えられるよう求めます。

また、旧本庁舎・第二庁舎の解体撤去が完了するころまでに活用策の方向性を示されることとしました。それを踏まえ、活用策検討プロセスと解体撤去のスケジュールとを連動させた形で早期に提示されるとともに、市民の活発な議論が進められるよう、わかりやすい形で適切に情報提供されることを要望いたします。

最後に、議案第20号令和2年度鳥取市病院事業会計予算についてであります。

令和2年度予算は、患者数の減少等により平成28年度から5年連続の赤字予算となり大変厳しい編成となっています。

しかし、高齢化が進む中、高齢者に多い疾病を診療する循環器内科、眼科のドクターを増員できたことで、外来、入院について患者数がふえ、あわせて麻酔科のドクターが中心となって新しく麻酔蘇生センターをつくり、循環器内科や外科のドクターとチームを組んで積極的に救急医療に取り組まれるということで、医療収益の増加が期待されるとの説明を受けました。

引き続き、地域包括ケア病棟の稼働率向上のため、他の総合病院や地域の開業医との連携強化に取り組まれること、そして待遇等も含め職員の質を高める研修を充実させ、市民から信頼される病院となるよう一層努力されることを求めます。

それでは、審査の結果を御報告いたします。

- 議案第 2 号 令和 2 年度鳥取市土地区画整理費特別会計予算
- 議案第 3 号 令和 2 年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計予算
- 議案第 5 号 令和 2 年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計予算
- 議案第 6 号 令和 2 年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算
- 議案第 7 号 令和 2 年度鳥取市土地取得費特別会計予算
- 議案第 8 号 令和 2 年度鳥取市墓苑事業費特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 2 年度鳥取市介護保険費特別会計予算
- 議案第 10 号 令和 2 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算
- 議案第 11 号 令和 2 年度鳥取市温泉事業費特別会計予算
- 議案第 12 号 令和 2 年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計予算
- 議案第 13 号 令和 2 年度鳥取市介護老人保健施設事業費特別会計予算
- 議案第 14 号 令和 2 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算
- 議案第 15 号 令和 2 年度鳥取市電気事業費特別会計予算
- 議案第 16 号 令和 2 年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算
- 議案第 18 号 令和 2 年度鳥取市工業用水道事業会計予算
- 議案第 19 号 令和 2 年度鳥取市下水道等事業会計予算
- 議案第 20 号 令和 2 年度鳥取市病院事業会計予算

以上 17 案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、

- 議案第 1 号 令和 2 年度鳥取市一般会計予算
- 議案第 4 号 令和 2 年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算
- 議案第 17 号 令和 2 年度鳥取市水道事業会計予算

以上 3 案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、執行部におかれましては令和2年度当初予算の執行に当たり、費用対効果、市民への説明責任などを念頭に置きながら、市民生活、福祉の向上に鋭意取り組まれるよう要望するとともに、各分科会からの報告に対して適切に対応されることを求めて予算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

総務企画分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 1 号 令和 2 年度鳥取市一般会計予算のうち本分科会の所管に属する部分、
議案第 6 号 令和 2 年度鳥取市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算、
議案第 7 号 令和 2 年度鳥取市土地取得費特別会計予算、
議案第 8 号 令和 2 年度鳥取市墓苑事業費特別会計予算、
議案第 10 号 令和 2 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算、
議案第 15 号 令和 2 年度鳥取市電気事業費特別会計予算、

以上 6 案について、本分科会での審査の過程において各分科員から出されました意見について報告します。

議案第 1 号令和 2 年度鳥取市一般会計予算のうち、本分科会の所管に属する部分についてであります。

まず、防災ラジオ整備事業費についてであります。

防災ラジオは、音声が見事に聞こえ、どこからでも市民の方が確実に防災情報を得ることができる優れた伝達手段で、このたびの導入については高く評価しています。

しかしながら、どんなにすぐれたものであっても、普及しなければ、その効果は発揮できません。

そこで、本事業の周知のための P R を積極的に行うなど、防災ラジオの普及に努めていただきますよう要望します。

また、販売委託料の支払い時期等、販売業者の声を聞き、適切に対応していただきますよう求めます。

次に麒麟のまち日本遺産魅力発信推進事業費についてであります。

昨年、麒麟獅子舞を生かしたストーリーが日本遺産に認定されましたが、これをどう活用していくかが、大きな課題であると考えます。

日本遺産の目的は、有形・無形の文化財群を地域が総合的に整備・活用し、国内外へ発信していくことにより、地域の活性化を図ることです。

全国的には、数多くの日本遺産がありますが、他の地域に負けないような P R 方法等

を鳥取市が中心になって、しっかり検討し、地域の活性化につながるような取り組みを要望します。

最後に、中山間地域・地域遊休施設活用支援事業費についてであります。

本事業は、遊休施設を改修し、地域活性化拠点として活用する取り組みに対して支援する制度で、中山間地域を多く抱える本市にとっては効果的な事業であると考えます。

しかしながら、利用件数が少なく、事業の活用が十分に図られているとは言えません。

そこで、地域住民への事業の周知に努めていただき、積極的な活用が図られるよう要望します。

以上で、本分科会の報告を終わります。

福祉保健分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 1 号 令和 2 年度鳥取市一般会計予算のうち本分科会の所管に属する部分、
議案第 4 号 令和 2 年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算、
議案第 5 号 令和 2 年度鳥取市高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計予算、
議案第 9 号 令和 2 年度鳥取市介護保険費特別会計予算、
議案第 13 号 令和 2 年度鳥取市介護老人保健施設事業費特別会計予算、
議案第 14 号 令和 2 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算、
議案第 16 号 令和 2 年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算、
議案第 20 号 令和 2 年度鳥取市病院事業会計予算、

以上 8 案について、本分科会での審査の過程において各分科員から出されました意見について報告します。

議案第 1 号令和 2 年度鳥取市一般会計予算のうち、本分科会の所管に属する部分について報告いたします。

まず、高齢者福祉・ボランティアバス運行事業についてであります。

本事業は、高齢者が元気に生き生きと暮らし、生きがいを持って社会参加するために重要な役割を担っていると考えます。

民間のバス事業への転換に向けて借り上げバス利用に対する助成制度も実施される中、現時点での最善策としてリースへ切りかえることで 6 台のバスを維持していくとの報告を受けました。

引き続き、6 台体制を継続していただくとともに、バス事業者と連携して、高齢者が積極的に外出できる機会を提供できるよう取り組まれることを望みます。

次に、こども家庭支援事業費とインクルーシブ教育システム推進事業費についてであります。

近年ふえてきている子供への虐待の未然防止と、多様化する社会における子供たちの健全な発達に向けて、一人一人に合わせた支援及び配慮が求められています。

こども家庭支援事業費では、児童虐待にかかわりのある関係機関との連携を密にして

見守り体制をとっておられます。またインクルーシブ教育システム推進事業費では、教育と福祉が一体となった支援体制を構築し、就学支援が必要な子供と保護者に対して、早期支援コーディネーターが情報提供や就学相談を行い、適切な学びの場を保障していくとのことでした。

しかし、現在、増加する虐待の相談に対応する相談員の不足が懸念されること、また、就学に係る早期支援コーディネーターは1名であるとのことでした。

今後、相談員や早期支援コーディネーターなどの支援体制の充実に努めていただくことを要望します。

最後に、議案第20号令和2年度鳥取市病院事業会計予算についてであります。

令和2年度予算は、患者数の減少等により平成28年度から5年連続の赤字予算となり大変厳しい編成となっています。

しかし、高齢化が進む中、高齢者に多い疾病を診療する循環器内科、眼科のドクターを増員できたことで、外来、入院について患者数がふえ、あわせて麻酔科のドクターが中心となって新しく麻酔蘇生センターをつくり、循環器内科や外科のドクターとチームを組んで積極的に救急医療に取り組まれるということで、医療収益の増加が期待されるとの説明を受けました。

引き続き、地域包括ケア病棟の稼働率向上のため、他の総合病院や地域の開業医との連携強化に取り組まれること、そして接遇等も含め職員の質を高める研修を充実させ、市民から信頼される病院となるよう一層努力されることを求めます。

以上で、本分科会の報告を終わります。

予算審査特別委員会 文教経済分科会報告

文教経済分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第1号 令和2年度鳥取市一般会計予算のうち本分科会の所管に属する部分、
議案第3号 令和2年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計予算、
議案第11号 令和2年度鳥取市温泉事業費特別会計予算、
議案第12号 令和2年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計予算、

以上4案について、本分科会での審査の過程において各分科員から出されました意見のうち、議案第1号令和2年度鳥取市一般会計予算について3点報告します。

まず、人材確保に関する経済観光部が所管する各事業についてであります。

近年、人手不足から有効求人倍率も高くなっている状況にありますが、本市における若者の流出が喫緊の課題となっています。そのような中、経済観光部ではさまざまな事業を展開されているところであります。

そのひとつの新技术研究開発事業費では、産官学連携による新技术や新商品の開発により企業の高付加価値化を進めることで、地域経済の発展につながられています。令和2年度は、さらに企業の取り組みが進むよう補助上限額の引き上げの検討や、研究の成果を新たに事業化するための可能性調査を対象とするなど、企業のニーズに対応した使いやすい制度となるよう見直しをされるとのことであり、大いに期待するところであります。

また、地元大学と誘致企業との共同研究により、地元大学卒業生の市内での就職に結びついた事例について説明を受けました。地元大学の研究シーズと企業ニーズのマッチングを推進することは、大学生が本市での就職を考える際の重要なポイントとなり、本市が企業誘致を進める上でも大切な視点と考えます。

今後も引き続き、産学官の連携を強化し、地域経済循環の視点も取り入れながら、本市の若者が地元で就職できるようなさらなる取り組みを推進していただくよう要望します。

次に、新規就農推進事業費についてであります。

とっとりふるさと就農舎は、本市における農業の担い手の育成や確保を図ることを目的に設置されています。しかしながら、就農を希望する研修生の実績がない状況が続いています。令和2年度より、運営形態を委託から本市の直営に変えられるとのことであります。これを契機と捉え、魅力のある研修の構築や、積極的なPRを行うなど、新規就農者の確保に向けてこれまで以上に取り組みを強化されるよう

求めます。

また、農業従事者の高齢化や担い手不足の中、新たな農業の担い手の確保につながる取り組みとして、スマート農業が有効であると考えます。スマート農業にはある程度の初期投資が必要であるため、新規就農者が参入しやすくなるよう補助の充実を図られるよう要望します。

最後に、魅力と徹底の学力向上推進事業費についてであります。

この事業は、一人一人の児童生徒に確かな学力を身につけさせることを目的に実施されているものであります。

令和2年度より、新たに取り組まれる鳥取市共通学力調査では、小学校においては一人の児童を学年ごとに追いつけることにより、一人一人の学力の伸びをはかることができ、きめ細やかな教育ができるようになるとのことであります。自身の学力の伸びを知ることは、児童生徒にとって自己肯定感にもつながり、さらには教員も達成感を感じたり、振り返りができるなど、成長が期待できるものであります。

今後、拡充される予定のICT機器等も十分に活用し、子供たち一人一人がしっかり学ぶ力をつけることができるよう、より魅力のある学力向上の取り組みを要望します。

以上で、本分科会の報告を終わります。

建設水道分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 1 号 令和 2 年度鳥取市一般会計予算のうち本分科会の所管に属する部分、
議案第 2 号 令和 2 年度鳥取市土地区画整理費特別会計予算、
議案第 17 号 令和 2 年度鳥取市水道事業会計予算、
議案第 18 号 令和 2 年度鳥取市工業用水道事業会計予算、
議案第 19 号 令和 2 年度鳥取市下水道等事業会計予算、

以上 5 案について、本分科会での審査の過程において各分科員から出されました意見について御報告いたします。

まず、議案第 1 号 令和 2 年度鳥取市一般会計予算のうち本分科会の所管に属する部分について御報告いたします。

空家対策事業についてであります。

危険空家対策として、令和 2 年度は解体補助事業の見直しを行い、補助率を 3 分の 1 から 2 分の 1 へ、また上限額を 30 万円から 60 万円へ増額することとあります。さらに、空家相続人調査において、複雑で時間を要する案件の調査を専門知識の豊富な司法書士へ委託する予算も計上されています。これらは危険空家対策を一步進める取り組みであり、効果に期待するところであります。

このように本市は危険空家対策を積極的に進め、令和 2 年度の新たな取り組みも評価いたしますが、調査においてそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家と判定されたものは 147 件にも及ぶと説明がありました。本来、建築物は個人の財産であり、所有者には管理する義務がありますが、もはや危険空家の問題は、特定の地域だけでなく、本市全域にわたって存在する問題であると考えます。

本市の将来を見据え、有利な財源を模索するなどしてさらなる事業の充実を図るとともに、空き家所有者の理解と協力のもと、早い段階での解消を目指し、安心・安全なまちづくりに取り組まれますよう要望します。

次に、議案第 17 号 令和 2 年度鳥取市水道事業会計予算について御報告いたします。浄水施設整備事業についてであります。

施設の老朽化及び簡易水道統合による業務量増加に対応するため、平成 29 年度から

取り組まれている水質検査棟新築移転整備は令和2年9月中に完了し、10月から新たな水質検査棟での業務が始まる予定であります。それに伴って検査地域を拡大し、現在は下水道部に委託している鳥取地域の統合前簡易水道14地域の水質検査を行うとのことでもあります。また、外部委託しているその他地域の水質検査について自己検査への切りかえを検討するとの説明でありました。

水質検査は本市水道事業の安全を確保する重要な取り組みと考えます。新たな水質検査棟の完成を契機に、自己検査体制をより一層強化されるよう要望いたします。

最後に、議案第19号 令和2年度鳥取市下水道等事業会計予算について御報告いたします。

未普及解消事業についてであります。

公共下水道認可区域内の未普及地域を解消するため、令和2年度は千代水、湖山地区などを中心に事業を実施されるものであります。

公共下水道未普及地域の解消は年次計画を立て、おおむね令和8年度までに実施されることとありますが、費用対効果を見極めつつ、公共下水道の面的な整備に積極的に取り組まれ、1日でも早い未普及地域の解消を要望いたします。

あわせて、公共下水道が整備されている地域にもかかわらず、いまだ接続されていないケースが、平成30年度末で1,889件あることとありました。普及員を配置し、未接続の解消に取り組まれているところですが、下水道法第10条にも速やかな接続がうたわれており、重要な課題であります。さらなる取り組みの強化を要望いたします。

以上で、本分科会の報告を終わります。

予算審査特別委員会 本庁舎跡地等活用分科会報告

本庁舎跡地等活用分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第1号 令和2年度鳥取市一般会計予算のうち本分科会の所管に属する部分、

本案について、本分科会での審査の過程において各分科員から出されました意見について御報告いたします。

旧本庁舎・第二庁舎跡地活用検討事業費についてであります。

本事業は、旧本庁舎・第二庁舎跡地の活用について、新年度より新たな有識者会議を組織して議論を進めるとともに、市民の意見を広く伺うアンケート等の事業を実施する予算であります。

新たな有識者会議の人選については、各分野の専門的知見を有する方を選び、広い視野と高い観点を持って意見をいただくことができる県外の人材の参画も検討いただいた上で議論を進められる体制を整えられるよう求めます。

また、旧本庁舎・第二庁舎の解体撤去が完了するころまでに活用策の方向性を示されるとのことでした。それを踏まえ、活用策検討プロセスと解体撤去のスケジュールとを連動させた形で早期に提示されるとともに、市民の活発な議論が進められるよう、わかりやすい形で適切に情報提供されることを要望いたします。

以上で、本分科会の報告を終わります。